

2026年度【前期】授業料免除申請の主な変更点について

2026年2月18日 学生支援課

前年度からの主な変更点についてまとめています。

申請者は、自身の区分に該当する箇所を必ず確認した上で、申請してください。

主な変更点	日本人学生 ※1	申請要領 参照元	外国人留学生 ※2	申請要領 参照元
1 審査方法の変更について	○	p.18-19	○	p.1
2 日本学術振興会特別研究員(DC)又は次世代研究者挑戦的研究プログラム(SPRING)事業の採用者に対する授業料免除について	○	p.1	○	p.1
3 成績評価基準について	○	p.11、19	○	p.1、4-5
4 修業年限超過者の取扱いについて	○	p.11	○	p.3
5 日本人学生の申請方法について	○	p.2	—	—
6 外国人留学生の申請方法について	—	—	○	p.1-2
7 [区分2] 独立生計者の基準について	△	p.3	—	—

※1 日本国籍を有する者、又は外国籍で在留資格が「永住者」「定住者」「特別永住者」「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」の者

※2 外国籍であり、在留資格が上記に該当しない者

1. 審査方法の変更について

本学の授業料免除は、「一橋大学授業料免除及び徴収猶予規則」に基づき、これまで全ての区分において、家計評価および成績評価を行い、授業料免除者を決定しておりました。

しかし、家計評価において、課税証明書等で経済的な証憑が可能な日本人学生※1と外国人留学生※2を等しく評価することは困難なことから、今年度より、日本人学生と外国人留学生で審査方法を分け、以下の通り実施することに決定しました。

- ・日本人学生（[区分2] 独立生計者、[区分3] 独立生計者） → **家計評価および成績評価**
- ・外国人留学生（[区分1] 外国人留学生） → **成績評価のみ**

なお、この変更に伴い、今年度より申請要領を分けて作成しています。必ず該当する区分の申請要領を確認するようにしてください。

2. 日本学術振興会特別研究員(DC)又は次世代研究者挑戦的研究プログラム(SPRING)事業の採用者に対する授業料免除について

今年度より、日本学術振興会特別研究員(DC)または次世代研究者挑戦的研究プログラム(SPRING)事業の採用者は、「一橋大学学則」に基づき、**授業料が不徴収の対象となります。**(研究員または採用者としての期間が終了した場合は、対象外となります。)

自動的に授業料が免除されるため、授業料免除申請は不要です。

3. 成績評価基準について

「1. 審査方法の変更について」を踏まえ、今年度以降の成績評価方法を以下の通り設定します。次の条件を満たす者を、**学業優秀とみなし、免除の対象とします。**

ただし、**授業料免除は限られた予算の範囲内で実施しているため、基準を満たしていても不許可となる場合があります。**授業料納入の準備は事前に行っておいてください。

なお、**基準及び評価方法については、ここに記載されている内容以上のことについては回答できませんので、予めご了承ください。**

		日本人学生	外国人留学生
修士(博士前期)課程、 専門職学位課程、 経営管理研究科 国際企業戦略専攻 博士後期課程在籍者	入学後1年次1学期目	入学試験の結果で、学業優秀と認められる者	
	上記以降	各課程、各学年で累積GPAが上位2分の1以上の者	
博士(博士後期)課程 ※経営管理研究科 国際企業戦略専攻 博士後期課程在籍者を 除く	入学後1年次	入学者全員	
	上記以降	指導教員が学業優秀と 認めた者 ※1	前年度の研究活動において、優 秀であると認められる者 ※2

※1 (様式6)「日本人学生(博士後期課程)学業優秀証明書」の提出が必要です(ただし、法学研究科の学生は提出不要です)。本紙は、**本学ウェブサイトよりExcel様式をダウンロードする必要があります。従来通り、指導教員を通じて提出してください。**

※2「外国人留学生(博士後期課程)業績証明書」の提出が必要です。本紙は、**本学ウェブサイトよりExcel様式をダウンロードする必要があります。**なお、**本紙は、従来のように指導教員を通じて提出する必要はありません。**

4. 修業年限超過者の取扱いについて

「一橋大学授業料免除及び徴収猶予選考基準」に基づき、留年者・修業年限超過者、残留者は原則として授業料免除の対象としませんが、特定の理由により認められる場合もあります。

今年度以降、「**留年・修業年限超過しても授業料免除の対象として認められる場合がある事例**」について、以下の通り定めます。

	昨年度まで	今年度以降
病気	最大2年まで	最大2年まで
留学	超過時点から通算1年間まで	超過時点から通算1年間まで
大学院生の論文作成	超過時点から通算1年間まで	対象外
その他、本人の意思や努力を超えた外的事情により真にやむを得ないと判断されるもの ※具体例は、申請要領「(様式7)「留年又は修業年限超過理由書」の作成について」を参照	最大2年まで	最大2年まで

なお、**留年・修業年限超過の理由を証明する書類の提出が必要です**。詳細は(様式7)「留年又は修業年限超過理由書」※及び申請要領「(様式7)「留年又は修業年限超過理由書」の作成について」を確認してください。なお、**本紙及び添付書類は、従来のように指導教員を通じて提出する必要はありません**。

※(様式7)「留年又は修業年限超過理由書」は、**本学ウェブサイトより Excel 様式をダウンロードする必要があります**。

5. 日本人学生の申請方法について

今年度より、日本人学生は以下の方法で申請を受け付けます。詳細については、申請要領《申請方法》を確認してください。

(旧) 簡易書留郵便で郵送



(新)

手順① 申請データの入力

- (1) 一橋大学の (ID は学籍番号) Microsoft アカウントにログインしてください。
- (2) Microsoft Forms から授業料免除申請入力を行います。
- (3) 入力完了すると、入力内容が反映された Excel ファイルが、回答時に入力したメールアドレス宛に送付されます。ダウンロードしたファイルの内容を確認し、各様式が 1 ページになるように設定した後、**片面印刷**してください。

**手順① (申請データの入力) のみでは申請は完了していません。
必ず手順② (申請書類の郵送) まで行ってください。**

手順② 申請書類の郵送

手順①で印刷した「授業料免除願兼家計調書」に必要な証明書類等を添え、郵送用宛先票を使用し、「**簡易書留郵便**」で郵送してください。

※宅急便、バイク便等での提出及び**本学へ持参しての提出は認められません**。

6. 外国人留学生の申請方法について

今年度より、外国人留学生は以下の方法で申請を受け付けます。詳細については、申請要領【申請方法】を確認してください。

(旧) 簡易書留郵便で郵送



(新) **Microsoft Forms** で申請

7. [区分2] 独立生計者の基準について

今年度より、[区分2] 独立生計者の条件を以下の通り変更しました。

2026年4月1日時点で、次の1～3全ての条件を満たす大学院生。(外国人留学生は除く)

(旧)

1. 所得税法上、父母等の扶養家族でない者

2. 父母等と別居している者
3. 本人又は配偶者に収入があり、その収入について所得申告がされ、市区町村から所得証明書が発行される者



(新)

1. 所得税法上、**健康保険上**、父母等の扶養家族でない者
2. 父母等と別居している者
3. 本人又は配偶者に収入があり、その収入について所得申告がされ、市区町村から所得証明書が発行される者

なお、独立生計者として認定されない具体例についても、以下に記載していますので、事前に確認してください。不明な点があれば、学生支援課まで問い合わせてください。

別居見込みの者、親族から経済的支援(家賃の負担や物品等も含む)を受けている者、親族所有の物件に居住している者、基準日時点で父母等の住所から住民票が移されていない者(世帯分離も含む)、収入が奨学金のみの者 等

以上

<本件問い合わせ先>

※必ず**申請者本人**が**メール**で問い合わせてください。
やりとりの記録を残すため、**電話・窓口での問い合わせには応じません**。

一橋大学 学生支援課 奨学事業係
メール: scholarship3@ad.hit-u.ac.jp